

豊かで潤いのある町づくり活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 まちづくり，社会福祉，教育等に関する学習や実践活動を通して，地域活性化や女性の社会参加活動の推進を図るため，予算の範囲内において豊かで潤いのある町づくり活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は，規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，岡山市連合婦人会又は岡山市連合婦人会に属する単位婦人会が実施する事業で，次のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちづくりに関する活動
- (2) 社会福祉に関する活動
- (3) 生涯学習に関する活動
- (4) その他地域活性化に資する活動

(補助事業者)

第4条 補助事業者は，岡山市連合婦人会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は，補助事業に要する経費のうち，岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により，同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第 8 条 規則第 19 条第 1 項ただし書の規定により，同条第 2 項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって，教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，教育委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 17 年 8 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 23 年 6 月 8 日から施行する。